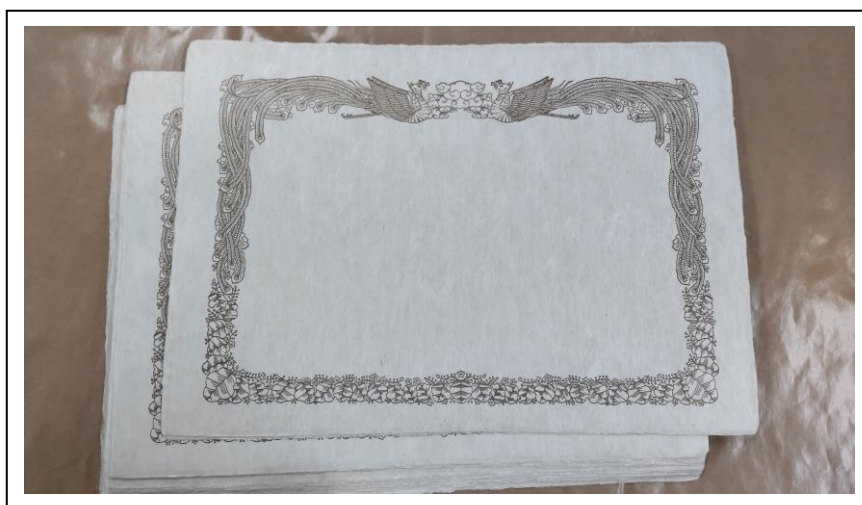


●『表彰状』の用紙について～小川和紙



←1枚1枚手漉きなので、フチが裁断ではなく“耳付き”です。

埼玉県小川町・東秩父村は「和紙の里（産地）」として知られ、その歴史は約1,300年に及びます。小川和紙のなかでも、国産の楮（こうぞ）だけを使用した「細川紙」の製造技術（※）は、昭和53年に国の重要無形文化財に指定され、平成26年には埼玉県で初めて、ユネスコ無形文化遺産の「人類の無形文化遺産」に認定されています。

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団では、落語大賞の創設以来、受賞者に贈呈する表彰状に、小川和紙を使用してまいりました。

令和元年度の表彰で財団の在庫が終了したため、今回贈呈する表彰状は、小川和紙工業協同組合の協力を得て、細川紙の技術保持団体である、細川紙技術者協会に制作を依頼したものです。

社会の変化とともに、技術の継承や原料の確保など、様々な困難があるそうです（資料によると、昭和25年には約500名いた組合員も、平成30年には17名まで減少）。

しかし、平成26年に「細川紙」がユネスコの無形文化遺産に認定されたことで、環境が整い、官・民協力の下、後継者の育成に最も力を入れているとのことでした。現在は5、6名の研修生が、技術保持者の指導を受け、技の習得と成果の発表に励んでいるとかがい、表彰状はこの研修生に制作していただくことになりました。

落語界の未来を担う若手落語家の活躍をたたえる表彰状として、これ以上相応しい用紙はないように思います。

当財団は、彩の国さいたま寄席、並びに落語大賞の表彰事業を通して、若手落語家や、伝統工芸に従事する若い人材を支援し、活動の場を提供し続けることで、生活・文化の魅力あふれる埼玉県を次の世代につなぐことを目指しています。

※「細川紙」は国産の楮（こうぞ）のみを使用し、『流し漉き（ながしすき）』の技法を用いるという規定がありますが、賞状用紙は厚さが求められるため、『溜め漉き（ためすき）』の技法で作成した小川和紙となります（原料は細川紙と同じ国産の楮のみを使用）。